

令和 2 年第 1 回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸 喜美男

1 開催日 令和2年3月6日（金曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

議案第72号 青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第86号 包括外部監査契約の締結について

議案第87号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
委員	赤平勇人	委員	大矢保進
委員	竹山美虎	委員	奥谷進
委員	長谷川章悦	委員	渋谷勲

○欠席委員

副委員長 藤原浩平

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	危機管理監	牧野豊
総務部理事	山谷直大	総務部参事	大久保文人
総務部理事	吉本雅治	総務部参事	三上智幸
企画部長	小川徳久	企画部参事	石岡尊広
企画部理事	横内修	税務部次長	工藤哲也
企画部理事	加藤文男	税務部参事	兼平一成
税務部長	相馬政人	浪岡事務所次長	小笠原聡
浪岡事務所副所長	三浦大延	監査委員事務局次長	八木澤透
会計管理者	鈴木裕司	企画調整課長	舘山公
選挙管理委員会事務局長	貝森敦子	納税支援課長	松本和久
監査委員事務局長	舘田一弥	関係課長等	
総務部参事	小野正貴		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高木 渉 議事調査課主査 野宮 洋子

○木戸喜美男委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。なお、本日は、藤原副委員長が病氣療養のため、欠席となっております。また、選挙管理委員会事務局長が遅れて出席となるとの連絡が入っております。それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第72号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第72号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1をごらんいただきたいと思います

本条例は、市長の給与につきまして、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、10%の給与減額を実施するため、改正しようとするものであります。

改正内容であります。令和2年度におきましては、副市長の給与減額5%を終了いたしまして、市長につきましては現在の減額率15%から5ポイント緩和し10%の削減を行おうとするものであります。

内容につきましては、資料2の新旧対照表になります。

ただいま申し上げましたように、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、「同表中『一、〇〇〇、〇〇〇円』とあるのは『九〇〇、〇〇〇円』と」、10%減額するという内容となっております。施行期日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上、議案第72号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 この期間を定めたのは、来年からは10%をなくして全額支給ということが見え見えなんですけれども、そうすれば私たち議員の給料はどうなるんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 特別職の給与ということで、市議会議員の皆様の給料につきましては、条例どおり今も支給しておりますので、特に削減になっているものではありません。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○**大矢保委員** 市長の給与を条例で一部改正するのは、確かにいいかもしれないけれども、やっぱりある程度の相対する議員の報酬も考えてくれないといけないと思うんですけれども。わかりました、そうすれば議員で一一ところで、こういう特別職の給与って、条例だけでやってもいいんですけども、本当にこれでいいのかどうかというのは第三者委員会にかけたことはあるんですか。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 特別職の報酬等につきましては、条例改正しようとする際には、特別職の報酬審議会という附属機関を設置いたしまして、その委員の皆様のご意見をお聞きした上で、条例改正なりの手続を進めているという手法となっておりますので、議員の給与等を改正する際には、一度議員の皆様のご総意として、議員の報酬をどういうふうに変更したいのかというお話を聞いた上で、報酬審議会を開催し、報酬審議会の委員の皆さんの意見を聞いた上で、条例改正なりの提案の手続をとるというふうな手法となっております。

○**木戸喜美男委員長** 大矢委員、いいですか。

○**大矢保委員** わかりました。

○**木戸喜美男委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 86 号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○**館田一弥監査委員事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 86 号「包括外部監査契約の締結について」御説明申し上げます。

包括外部監査は、中核市に毎年度の実施が義務づけられており、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が監査を行う制度であり、本市では平成 18 年度から実施しております。

配付資料をごらんください。

まず、契約の概要であります。包括外部監査の契約につきましては、地

方自治法の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされており、令和2年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的であります。包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出を目的とするものであり、契約の期間の始期につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

次に、監査に要する費用の額の算定方法であります。執務費用及び報告書作成費用並びに実費の合算額として1235万525円を上限とするものであり、監査に要する費用の支払方法は、費用の一部について概算払いをすることとしております。

契約の相手方ではありますが、昨年度及び今年度ともに、議会の御議決を経て日本公認会計士協会東北会青森県会推薦の鈴木崇大氏と契約を締結しておりますが、同氏が包括外部監査での実務を通じて、本市の財務管理や組織運営に精通し、経験を生かした効率的な監査が期待できること、地方自治法の規定では、同一人と連続3回契約することが可能となっていることなどから、令和2年度も引き続き鈴木崇大氏と契約を締結したいと考えております。

公認会計士と契約を締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用でありますことから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞くこととなっておりますが、監査委員からは引き続き鈴木崇大氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上、議案第86号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 鈴木さんは弘前市ですよ。青森市に公認会計士はいないんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。監査委員事務局長。

○館田一弥監査委員事務局長 青森市にも公認会計士はいらっしゃいます。ただ、この方に決まったのは推薦をいただく日本公認会計士協会東北会青森県会のほうに推薦を依頼したところ、この方が適任ということで御推薦いただいたものであります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 青森市中小企業振興基本条例にのっとって、青森市の公認会計士を推薦してもらうべきではないんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。監査委員事務局長。

○館田一弥監査委員事務局長 2年前に推薦をいただく際も、青森市の方をできれば推薦してほしい旨のお話を差し上げたんですが、青森市の公認会計士の方については都合がつかないということで鈴木氏に決まった経緯があります。

次年度、新しい方を外部監査人として推薦いただくことになりますが、その際には青森市の方を御推薦くださるよう、お願いしたいと思います。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 日本公認会計士協会東北会青森県会に所属している公認会計士は何人いますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。監査委員事務局長。

○館田一弥監査委員事務局長 日本公認会計士協会東北会青森県会の公認会計士は28名おりまして、そのうち青森市の方が11人であります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員、いいですか。

○大矢保委員 いいです。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第87号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

青森県市町村総合事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、（1）にありますとおり、現在9市、30町村、24一部事務組合、3広域連合の66団体が加入し、（2）に示される11項目の事務を共同処理してい

るものであります。

このたび、(1)の網かけをしております一部事務組合の三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することとなり、これまで(2)の網かけをしております8番の事務を共同処理するため青森県市町村総合事務組合に加入していましたが、脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年1月16日付で、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、構成団体であります本市に協議の依頼があったものであります。

資料2をごらんください。

三戸郡福祉事務組合の解散により、別表第1及び第2から、それぞれ同組合を削除することとなるものであります。一部事務組合を組織する地方公共団体の加入、脱退による数の増減につきましては、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないとされておりますことから、御提案するものであります。

以上、議案第87号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 事務一覧の中の8番に網かけをしていますけれども、これは何のための網かけですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 ただいま御説明申し上げますように、三戸郡福祉事務組合が加入している目的が、この8番の事務に該当するということで、網かけをしています。そのことによって、この総合事務組合に加入しているとの説明のために網かけしたものであります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ほかの一部事務組合もこれに基づいてやっているんですよね。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 この(1)に掲げている団体が、それぞれ(2)に掲げる1から11までの事務のいずれかの事務をお願いしているということで、こういうふうな仕立てになっているものであります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員、いいですか。

○大矢保委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)